農業改良普及事業のあらまし

1 農業改良普及事業の位置づけ

農業は、気候や土壌などの複雑で多様な自然条件に左右され、工場生産のように農産物の均一化が困難です。また家族経営が中心で規模の拡大が難しいことから生産の安定や拡大が図りにくい状況にあります。したがって、その継続と発展には、個々の農業者の意欲や技術力・経営力によるところが大きいといえます。

このため、農業改良普及事業は農業者の意欲や技術力、経営力を支援し、それを補完する新たな農業技術などを現場へ普及する大きな役割を果たしています。

2 普及事業の特色

農業改良普及事業は、昭和 23 年に制定された農業改良助長法に基づいて、国と都道府県が協同して運営している指導事業です。国は国民生活の基礎となる食料の安定供給及び確保などの観点に立って、農業生産の再編成など国の農政の方向に即するとともに都道府県間の均衡に配慮しつつ、全国に統一性のある普及事業を展開しています。

一方、都道府県は地域の特性を活かしながら都道府県の農業振興の方向に即し、普及活動を推進しています。

東京都における普及事業は、普及指導を行っていく上で以下のいくつかの特色を持っています。

第1に、地域の資源を十分に活用し、都民の理解と支援を得た農業を振興するため、 地域のリーダーや関係機関と積極的な連携を図りつつ、男女共同参画社会の推進に取り組むとともに、地域の農業者が自らの課題として取り組むよう支援を行うこと。

第2に、経営改善に取り組む経営体、意欲と創意を持って就農した者や就農希望者、 経営への参画を目指す女性農業者などを重点対象者とし、将来に向けて効率的かつ安 定的な農業経営に発展できるように支援していくこと。

第3に、経営体個々の発展段階に応じた技術改善と経営改善に関する支援を一体的に行うこと。そして、これらを通じた支援活動は、農業者自らの意思と責任において行う経営改善を支援していくという基本姿勢に立っており、教育的手法を重視している点に大きな特色があります。

3 普及事業に従事する職員

平成 17 年 4 月に農業改良助長法の改正により、現場での普及活動を担ってきた改良普及員と、試験研究機関との連携役等を果たしてきた専門技術員を一元化し、新たに「普及指導員」を設置しています。

普及指導員は、試験研究機関、区市町村、農業に関する団体等と密接な連絡を保ち、専門の事項や普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行います。また、巡回指導、相談、展示ほ・講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産技術や農業経営の改善などに関する科学的技術及び知識の普及活動にあたります。

4 農業改良普及センター (普及指導センター)

普及センターでは、担い手の育成や農業経営の支援、農業後継者の確保・育成といった幅広い分野での総合的な普及活動を行うとともに、現地で行う高度な技術指導のため、土壌診断施設、情報機器等の効率的な活用を図っています。

普及センターは、普及指導員の勤務する場所として、農業改良助長法の規定に基づいて、都道府県の規則により設置されています。

5 東京都の普及活動体制

(1) 普及センター配置の普及指導員

地域の農業に即した普及指導活動を効率的・効果的に展開するため、地域班活動及 び広域班活動を行なっています。

(2) 振興課配置の普及指導員

旧専門技術員が担ってきた研究機関との連携調整や普及指導員の資質向上対策、また都全域に関わる課題解決へ対応するためのプロジェクト活動等を行なっています。

(3) 農業改良普及センター(普及指導センター)の設置

農業生産の状況や社会・経済条件、また交通条件に対応した行政区画に準じ、中央、 西多摩、南多摩、大島、三宅、八丈の6センターを設置しています。また、分室とし て、区部に2分室、新島に1分室を設置しています。